

## 愛知県立ひいらぎ特別支援学校いじめ防止基本方針

### I いじめの防止についての基本的な考え方

いじめは、いじめられた児童生徒の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為であり、また、どの子どもでも被害者にも加害者にもなりうるという事実を踏まえ、教職員は、日頃からささいな兆候を見逃さないように努め、問題を一人で抱え込んでしまわないよう、学校全体で組織的に指導に当たっていきます。

何より学校は、児童生徒が教職員や周囲の友人と信頼できる関係の中で、安心・安全に生活できる場であることが大切です。児童生徒一人一人が大切にされているという実感をもつとともに、互いに認め合える人間関係をつくり、集団の一員としての自覚と自信を身に付けることができる学校づくりに取り組んでいきます。また、実体験の乏しい児童生徒が、さまざまな体験活動等を通して人間的に成長できる取組の充実を図ります。

### II いじめ防止対策組織について

いじめのささいな兆候や懸念、児童生徒からの訴えを、特定の教員が抱え込むことのないよう、組織として対応するために、「いじめ・不登校対策委員会」を設置する。

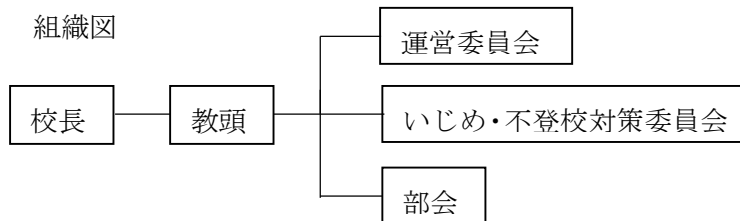
#### (1) 「いじめ・不登校対策委員会」について

##### ア 委員会のメンバー

校長、教頭、部主事、教務部主任、生活指導部主任、保健部主任、養護教諭  
(必要に応じて、関係担任等を加える。)

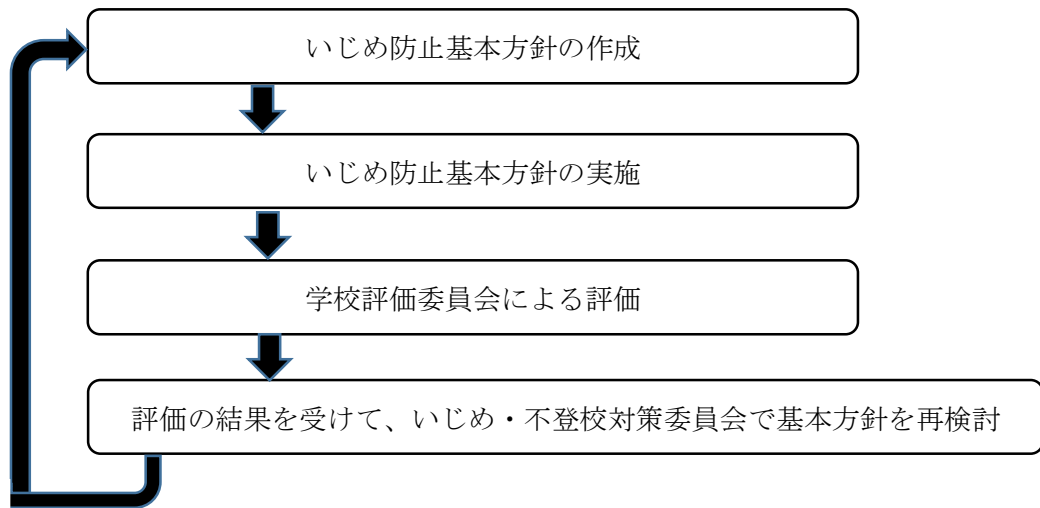
##### イ 指導・支援チーム

委員会が、事案に応じて、適切な教員等をメンバーとする指導・支援チームを決定し、実際の対応を行わせる。いじめの防止、早期発見、早期対応に当たっては、事案によって関係の深い教職員を追加したり、ネットいじめなどでは、インターネットに詳しい教員を加えたりするなど、適切なメンバーで対応できるよう柔軟にチームを組んで対応する。



#### (2) 「いじめ・不登校対策委員会」の役割や機能等

##### ア 取組の検証 (PDCA サイクル)



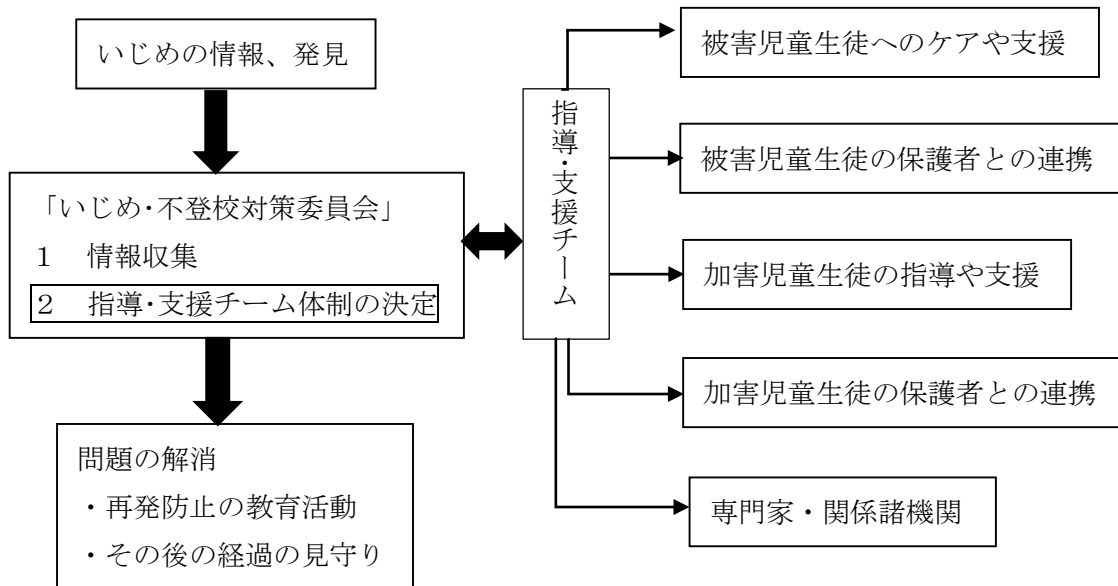
イ 教職員への共通理解と意識啓発

- ・年度初めの職員会議で「いじめ防止基本方針」の周知と確認を行う。
- ・「いじめ・不登校対策委員会」で検討した内容を職員会議等で報告する。
- ・現職研修で、いじめや不登校に関することも含めて講話の実施をする。

ウ 児童生徒や保護者、地域に対する情報発信と意識啓発、意見聴取

「学校いじめ防止基本方針」及び「自己評価」「学校関係者評価」の結果を、学校経営案及び学校のホームページに掲載する。

エ いじめに対する措置（いじめ事案への対応）



オ 重大事態への対応

重大事態が生じた場合は、速やかに教育委員会に報告し、文部科学省「重大事態対応フロー図（学校用）」に基づいて対応する。

学校が調査を実施する場合は、「いじめ・不登校対策委員会」が調査の母体となり、事案に応じて適切な専門家や関係諸機関を加えるなどして対応する。

重大事態の発生

教育委員会へ重大事態の発生を報告

教育委員会が調査の主体を判断

学校が調査主体の場合

学校に重大事態の調査組織を設置

- ※ 「いじめ・不登校対策委員会」が調査組織の母体とする。
- ※ 組織の構成については、当該いじめ事案の関係者と直接人間関係または特別な利害関係を有しない第三者の参加を図ることにより、当該調査の公平性・中立性を確保するように努める。

事実関係を明確にするための調査を実施

- ※ 因果関係の特定を急がず、客観的な事実関係を速やかに調査する。
- ※ たとえ学校に不都合なことはあったとしても、事実としっかり向き合おうとする姿勢を持つ。

いじめを受けた児童生徒及びその保護者への適切な情報提供

- ※ 関係者の個人情報に十分配慮しつつ、情報を適切に提供する。
- ※ 調査に当たって実施したアンケートは、提供する場合があることを念頭におき、調査に先立ちその旨を調査対象の在校生や保護者に説明をする。

調査結果を教育委員会に報告

- ※ 希望があれば、いじめを受けた児童生徒または保護者の所見をまとめた文書も調査結果に添付する。

調査結果を踏まえた必要な措置

### Ⅲ いじめの防止等に関する具体的な取組について

	学校の方針	学校としての取組	保護者・地域との連携
未然防止	<p>ア 教育活動全体を通して、道徳教育・人権教育の充実、体験活動の推進を図る。</p> <p>イ 公開授業を積極的に行い、授業改善を進め、分かりやすい授業作りに努める。</p> <p>ウ 体罰はもとより教職員の言動がいじめを助長することのないように、指導の在り方に細心の注意を払う。</p>	<p>○学活や HR を利用して児童生徒への面談やアンケートでの相談活動の実施（6月）</p> <p>○人権講話（12月）</p> <p>○ふれあいタイムの実施</p> <p>○部集会の実施</p> <p>○年3回の支援会議の実施</p>	<p>○年5回の授業公開の実施</p> <p>○年4回の個人懇談の実施</p> <p>○毎日の連絡帳での情報交換</p> <p>○各校との交流の実施</p> <p>○学校評議委員への学校行事・授業公開の招待</p>
早期発見	<p>ア 教職員は、児童生徒のささいな兆候から、いじめを積極的に認知するように努める。</p> <p>イ いじめを認知またはいじめの疑いがある場合は、速やかに「いじめ・不登校対策委員会」に報告し、組織的に対応する。</p> <p>ウ 児童生徒相談週間やアンケートを実施する。</p>	<p>○相談活動の周知（相談活動実施ポスターの掲示）</p> <p>○相談アンケートの実施</p> <p>○年3回の支援会議の実施</p>	<p>○年4回の個人懇談の実施</p> <p>○毎日の連絡帳での情報交換</p>
いじめに対する措置	<p>ア いじめの発見・通報を受けたら「いじめ・不登校対策委員会」で組織的に対応する。</p> <p>イ 被害児童生徒を守り通すという姿勢で対応する。</p> <p>ウ 加害児童生徒には教育的配慮のもと、毅然とし</p>	<p>○いじめ事案に対して組織的に対応（Ⅱの（2）エ「いじめに対する措置（いじめ事案への対応）」参照</p>	

	<p>た姿勢で指導や支援を行う。</p> <p>エ 教職員との共通理解、保護者の協力、外部関係諸機関との連携のもとで取り組む。</p> <p>オ いじめを見逃さない、生み出さない集団づくりを行う。</p> <p>カ ネット上のいじめの対応については、必要に応じて警察署や法務局等とも連携して行う。また、日頃から情報モラル教育の充実を図る。</p>		
<p>点検・検証・見直し</p>		<p>○学校評価委員会の評価項目として、「中間評価」及び「自己評価」を行い、「いじめ・不登校対策委員会」でその結果を検証する。</p>	<p>○学校評価委員会での「自己評価」の評価を行う。</p>